

(お知らせ)

2021年 6月 28日
西日本電信電話株式会社
名古屋支店

東栄町と災害時における 「特設公衆電話の設置及び利用に関する覚書」の締結について

西日本電信電話株式会社 名古屋支店（執行役員 名古屋支店長 安部真弘）は、東栄町（町長 村上孝治）と、災害時における特設公衆電話※の設置及び利用について、覚書を締結いたしました。

※災害時における避難住民に対する迅速かつ確実な通信手段の早期提供を図るため、自治体が管理する避難所等へ設置される事前設置型の公衆電話<特設公衆電話（事前設置）： <https://www.ntt-west.co.jp/cgi-bin/saun/saitai/tokusetsu/index.cgi>>

1.概要

大規模災害等による避難所開設時に、避難された方々が速やかに通信手段の確保ができるよう、避難所となる施設へ、特設公衆電話回線を事前設置するもの。

2.覚書締結について

(1) 締結日

2021年6月28日（月）

(2) 締結者

東栄町長

村上 孝治

西日本電信電話株式会社 執行役員 名古屋支店長

安部 真弘

(3) 覚書

特設公衆電話の設置及び利用に関する覚書

3.設置、運用開始時期

2021年6月以降、準備が整い次第、設置運用を開始

4.設置場所（回線数）

東栄町内の避難所等 2箇所（2回線）予定 ※詳細は別紙一覧参照

5.その他

今後、東栄町で開催する防災訓練等において、定期的に運用訓練等を実施予定です。

以上

※お知らせに記載している情報は、発表日時点のものです。

現時点では、発表日時点での情報と異なる場合がありますので、あらかじめご了承くださいととも、ご注意をお願いいたします。

特設公衆電話回線の事前設置場所

No.	施設名	住所	設置回線数
1	本郷荘	東栄町大字本郷字東万場 5 - 2	1
2	親和荘	東栄町大字振草字上粟代宮平 1	1
計 2 箇所			2 回線

災害時における通信手段の確保について

～特設公衆電話の避難所への事前設置～

NTT^{※1}は、災害対策基本法に従い「防災業務計画」を公表し、災害時には特設公衆電話の設置に努めることとしていますが、大規模災害等の発生時における迅速かつ確実な通信手段の確保を目的として、避難所への特設公衆電話の事前設置^{※2}を進めています。

設置場所等については、平成24年8月29日に内閣府から公表された「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等(第二次報告)及び被害想定(第一次報告)について」や、台風や大雨による災害の危険性を考慮しながら、各自治体との調整により、決定しています。

※1 対象会社(日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコム)
 ※2 ユニバーサルサービスの対象である街頭に設置する公衆電話とは、別に取り扱われるものとします。

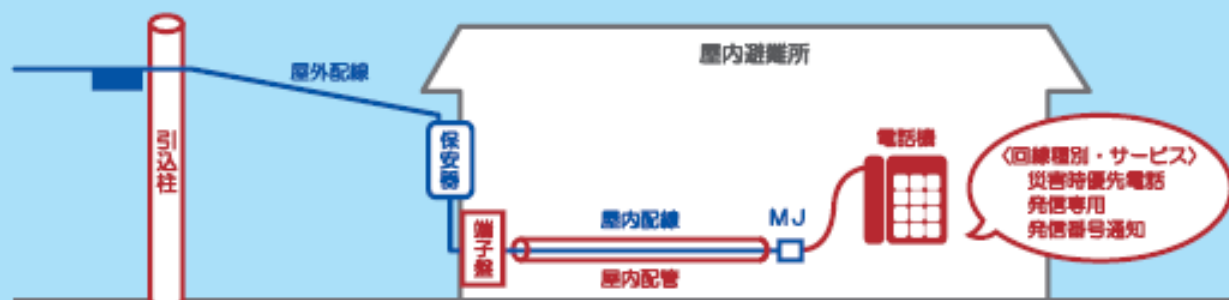
特設公衆電話(事前設置) 概要

- ◆特設公衆電話は、災害発生時等において通信手段の確保のために被災者等が無料で使用することができます。
- ◆特設公衆電話(事前設置)は市町村等の要請に基づき避難所等に事前に回線を構築します。避難所等が開設された際には施設管理者により電話機が設置され利用可能となります。
- ※通常時はご利用いただけません。ご了承ください。
- ※発信専用電話となりますので受信はできません。

【提供イメージ】



特設公衆電話の主な設備



- ◆特設公衆電話の事前設置場所については、自治体が保有・管理する「屋内避難所」を対象とします。
- ◆平常時は自治体が電話機のみを保管し、災害発生時にはモジュージャック(MJ)へ電話機を接続して、ご利用いただけます。
- ◆接続試験については、年一回、自治体及びNTT西日本において実施します。
- ※NTT西日本はMJまでの回線試験、自治体はMJへ電話機を接続し、通話確認試験を実施していただきます。